

安中市デジタル田園都市構想総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、安中市デジタル田園都市構想総合戦略（以下「総合戦略」という。）の施策を推進するとともに、一体的な計画である安中市総合計画（以下「総合計画」という。）を効果的に推進するため、安中市デジタル田園都市構想総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に掲げる各種施策の推進に向けた助言及び施策の評価
- (2) 総合計画に掲げる各種施策の推進に向けた助言及び施策の評価

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関の代表
- (3) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、4年以内とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画政策部政策・デジタル推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。